

## 北海道公立大学法人札幌医科大学 中期目標期間評価実施要領（案）

北海道地方独立行政法人評価委員会  
平成 31 年 4 月 日決定

北海道地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下、「法人」という。）における中期目標期間の業務の実績について、北海道地方独立行政法人評価基本方針に基づき、この実施要領で定めるところにより評価を行う。

## 1 中期目標期間評価の方針

- (1) 法人の中期計画の実施状況等の調査・分析を通じて中期目標の達成状況を評価する。
- (2) 法人運営について、法人の自主的・積極的な取り組みを評価する。
- (3) 評価を通じて、法人の業務運営等の質的向上に資する。
- (4) 評価を通じて、法人の業務運営状況を分かりやすく道民に示す。
- (5) 教育研究に関しては、その特性に配慮する。

## 2 中期目標期間評価の方法

中期目標期間評価は、法人が行う「自己点検・評価」を踏まえ、評価委員会が行う「項目別評価」と「全体評価」を行うことにより実施する。

なお、評価の視点は別に定める。

## (1) 法人が行う自己点検・評価等

法人は、中期目標及び中期計画の項目ごとに「自己点検・評価」を行い、業務実績報告書を作成する。

業務実績報告書は、「項目別実績」及び「総括実績」から構成する。

業務実績報告書の様式は、別に定める。

## ① 項目別実績

ア 法人は、中期計画の項目ごとに業務の実施状況等を記載するとともに、次の基準により「自己点検・評価」を行い、その結果を記載する。

(中期計画の自己点検・評価基準)

区分	基 準	判 断 基 準 ( 目 安 )
5	中期計画を上回って実施している	中期計画を上回って実施しており、特に優れた成果が認められる場合
4	中期計画を十分に実施している	中期計画どおり実施しており、所期の成果が認められる場合（達成度10割以上）
3	中期計画を概ね実施している	中期計画どおり実施しており、概ね所期の成果が認められる場合（達成度9割以上10割未満）
2	中期計画を十分には実施していない	中期計画を実施しているが、所期の成果が十分には認められない場合（達成度9割未満）
1	中期計画を実施していない	中期計画を実施していない場合

イ 中期計画の「自己点検・評価」の結果を踏まえ、中期目標の項目ごとの達成状況について、次の基準により「自己点検・評価」を行い、その結果と判断理由を記載する。

(中期目標の自己点検・評価基準)

区分	基 準	判 断 基 準 ( 目 安 )
v	中期目標を上回って実施している	中期計画の自己点検評価が全て区分「4」以上で、特に優れた成果がある場合
iv	中期目標を十分に実施している	中期計画の自己点検評価が全て区分「3」以上で、かつ区分「4」以上が概ね9割以上の場合
iii	中期目標を概ね実施している	本表の区分「v、iv、ii、i」に該当しない場合
ii	中期目標を十分には実施していない	中期計画の自己点検評価の区分「3」以上の割合が概ね9割未満の場合
i	中期目標を実施していない	中期計画の自己点検評価の区分「1」が相当数ある場合

② 総括実績

法人は、中期目標期間における業務全体及び特記事項について記述式により記載する。

③ 認証評価機関の評価結果について

学校教育法に基づく認証評価機関の評価結果（改善事項への措置状況を含む。）を業務実績報告書に添付する。

(2) 評価委員会が行う評価

① 項目別評価

- ・ 評価委員会は、法人が行う中期目標及び中期計画の項目ごとの「自己点検・評価」の結果について、法人からのヒアリング等を通じて、中期目標の達成状況や中期計画の実施状況等の調査・分析を行い、法人の「自己点検・評価」の妥当性を検証する。  
 なお、法人の「自己点検・評価」と評価委員会の評価が異なる場合は、その理由を付す。  
 また、特筆すべき点や課題等については、コメントを付す。
- ・ 評価委員会は、上記の検証を踏まえ、次の基準により総合的に判断の上、中期目標の項目ごとの達成状況について評価を行う。

(中期目標の評価委員会評価基準)

区分	基 準	判 断 基 準 ( 目 安 )
V	中期目標の達成状況が非常に優れている	評価委員会が特に認める場合
IV	中期目標の達成状況が良好である	中期目標の自己点検評価が全て区分「iii」以上で、かつ区分「iv」以上が概ね9割以上の場合
III	中期目標の達成状況が概ね良好である	本表の区分「V、IV、II、I」に該当しない場合
II	中期目標の達成状況が不十分である	中期目標の自己点検評価の区分「iii」以上が概ね9割未満の場合
I	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

※ 上記の判断基準は目安であり、重要な意義を有する事項や優れた取り組みがなされており事項を勘案するとともに、法人を取り巻く諸事情も考慮して、総合的に判断する。

② 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標期間における法人の業務の実績と、中期目標期間終了時における中期目標の達成状況等について、総合的な評価を記述式により行う。

3 その他

この実施要領は、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行う。